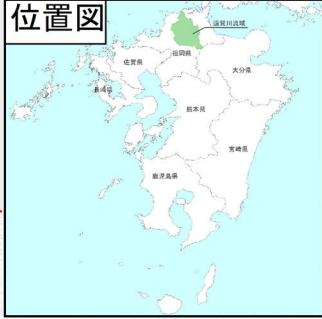
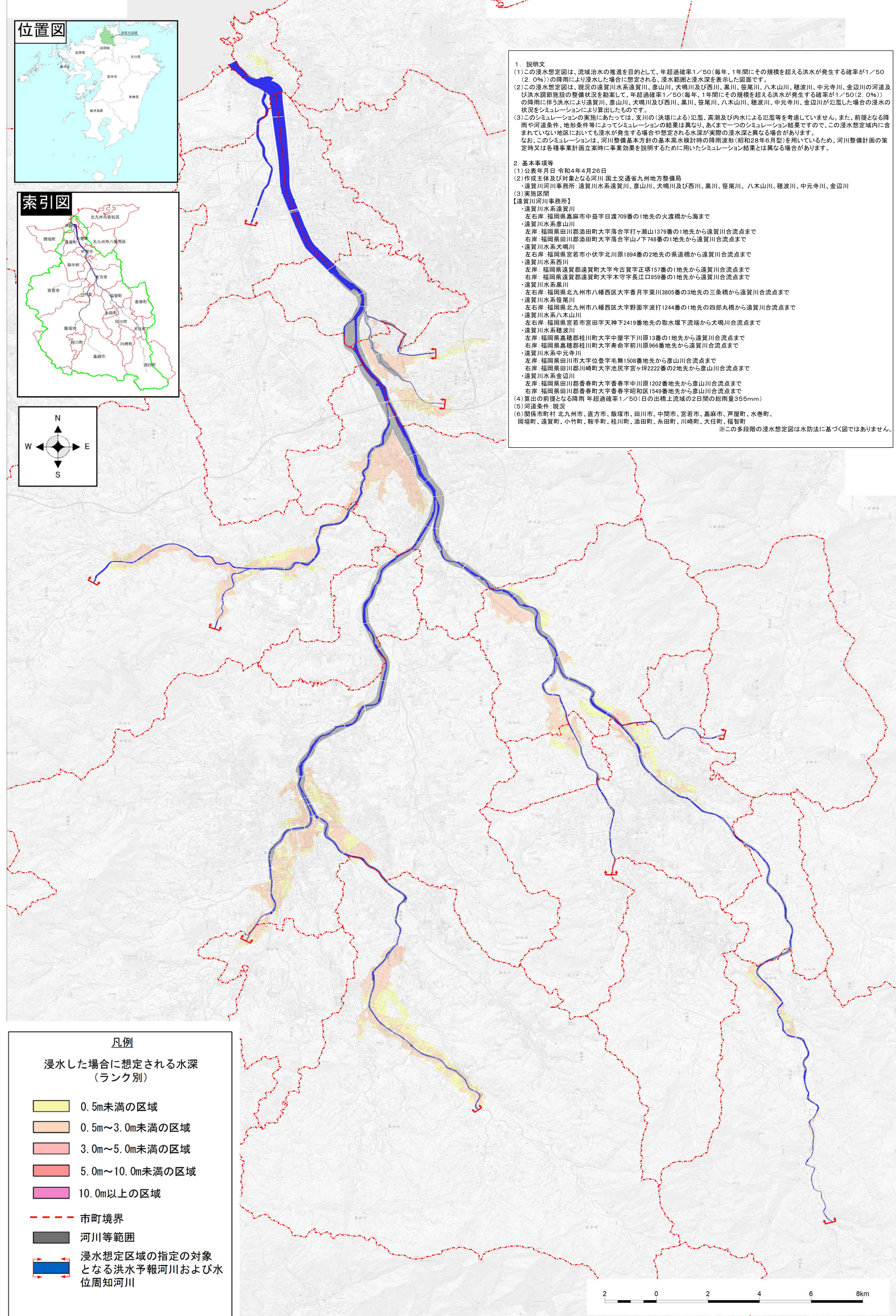
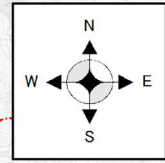
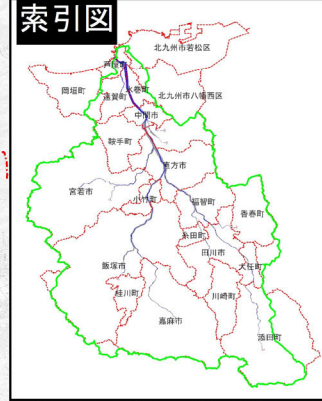


遠賀川水系 国管理河川の浸水想定図(1/50規模降雨) 【現況河道】

位置図



索引図



1. 説明文
 (1)この浸水想定図は、流域治水の推進を目的として、年超過確率1/50(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2.0%)の降雨により浸水した場合に想定される、浸水範囲と浸水深を表示した図面です。
 (2)この浸水想定図は、現況の遠賀川水系遠賀川、彦山川、大鳴川及び西川、黒川、笹尾川、八木山川、穂波川、中元寺川、金辺川の河道及び洪水調節施設の整備状況を勘案して、年超過確率1/50(毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率が1/50(2.0%)の降雨に伴う洪水により遠賀川、彦山川、大鳴川及び西川、黒川、笹尾川、八木山川、穂波川、中元寺川、金辺川が氾濫した場合の浸水の状況をシミュレーションにより算出したものです。
 (3)このシミュレーションの実施にあたっては、支川の(決壊による)氾濫、高潮及び内水による氾濫等を考慮していません。また、前提となる降雨や河道条件、地形条件等によってシミュレーションの結果は異なり、あくまで一つのシミュレーション結果ですので、この浸水想定図域に含まれていない地域においても浸水が発生する場合があります。また、実際の浸水深と異なる場合があります。
 なお、このシミュレーションは、河川整備基本方針の基本高水検討時の降雨波形(昭和28年6月型)を用いているため、河川整備計画の策定時又は各種事業計画立案時に事業効果を説明するために用いたシミュレーション結果とは異なる場合があります。

2. 基本事項等
 (1)公表年月日 令和4年4月26日
 (2)作成主体及び対象となる河川 国土交通省九州地方整備局
 ・遠賀川河川事務所:遠賀川水系遠賀川、彦山川、大鳴川及び西川、黒川、笹尾川、八木山川、穂波川、中元寺川、金辺川
 (3)実施機関
 【遠賀川河川事務所】
 ・遠賀川水系遠賀川
 左右岸:福岡県嘉麻市中益宇日渡709番の1地先の火渡橋から海まで
 ・遠賀川水系彦山川
 左岸:福岡県田川郡添田町大字落合字打ヶ瀬山1379番の1地先から遠賀川合流点まで
 右岸:福岡県田川郡添田町大字落合字山ノ下748番の1地先から遠賀川合流点まで
 ・遠賀川水系大鳴川
 左右岸:福岡県宮若市小伏字北川原1894番の2地先の泉道橋から遠賀川合流点まで
 ・遠賀川水系西川
 左岸:福岡県遠賀郡遠賀町大字今古賀字正塚157番の1地先から遠賀川合流点まで
 右岸:福岡県遠賀郡遠賀町大字木守字長江口959番の1地先から遠賀川合流点まで
 ・遠賀川水系黒川
 左右岸:福岡県北九州市八幡西区大字香月字葉川3805番の3地先の三条橋から遠賀川合流点まで
 ・遠賀川水系笹尾川
 左右岸:福岡県北九州市八幡西区大字野面字波打1244番の1地先の四郎丸橋から遠賀川合流点まで
 ・遠賀川水系八木山川
 左右岸:福岡県宮若市宮田字天神下2419番地先の取水堰下流端から大鳴川合流点まで
 ・遠賀川水系穂波川
 左岸:福岡県嘉穂郡桂川町大字中屋字下川原13番の1地先から遠賀川合流点まで
 右岸:福岡県嘉穂郡桂川町大字寿命字前川原968番地先から遠賀川合流点まで
 ・遠賀川水系中元寺川
 左岸:福岡県田川郡大字位登字毛無1508番地先から彦山川合流点まで
 右岸:福岡県田川郡川崎町大字池尻字宮ヶ坪2222番の2地先から彦山川合流点まで
 ・遠賀川水系金辺川
 左岸:福岡県田川郡香春町大字香春字中川原1202番地先から彦山川合流点まで
 右岸:福岡県田川郡香春町大字香春字昭和区1549番地先から彦山川合流点まで
 (4)算出の前提となる降雨 年超過確率1/50(日の出梅上流域の2日間の総雨量355mm)
 (5)河道条件:現況
 (6)関係市町村 北九州市、直方市、飯塚市、田川市、中間市、宮若市、嘉麻市、戸畑市、水巻町、岡垣町、遠賀町、小竹町、鞍手町、桂川町、基田町、糸田町、川崎町、大任町、福智町
 ※この多段階の浸水想定図は水防法に基づく図ではありません。

凡例

浸水した場合に想定される水深
(ランク別)

- 0.5m未満の区域
- 0.5m～3.0m未満の区域
- 3.0m～5.0m未満の区域
- 5.0m～10.0m未満の区域
- 10.0m以上の区域
- 市町境界
- 河川等範囲
- 浸水想定区域の指定の対象となる洪水予報河川および水位周知河川

『国土地理院の電子地形図25000『甘木』『小石原』『英彦山』『大宰府』『大隈』『筑前山田』『伊良原』『篠栗』『飯塚』『田川』『豊前本庄』『脇田』『直方』『金田』『行橋』『筑前東郷』『中間』『徳力』『吉木』『折尾』『八幡』『岩屋』を掲載

『測量法に基づく国土地理院長承認(使用) R 4Jhs 36』